



Human Rights Now

Human Rights Now

東京都新宿区山吹町 335 鈴木ビル 4 階

Tel: 03-6228-1528

Email: info@hrn.or.jp

Website: <http://hrn.or.jp/>

2019 年 5 月 14 日

【声明】 ICC によるアフガニスタンの事態捜査不開始決定に反対する

東京を拠点とする国際人権 NGO ヒューマンライツ・ナウは、国際刑事裁判所（ICC）予審裁判部 II（PTC II）がアフガニスタン紛争に関連する犯罪捜査について ICC 検察官が行った請求を不許可と決定したことに強く反対する。検察官は、2003 年 5 月 1 日以降の紛争下に行われた戦争犯罪及び人道に対する犯罪の主張について捜査を開始するよう請求したが、明白な証拠があり、検察局による予備的な検討から 10 年以上経っているにも関わらず、PTC II は請求を不許可とする決定を下した。

裁判官らは、アフガニスタンの領域内において、2003 年 5 月以降、タリバン、アフガニスタン軍、及び米国的人员によって戦争犯罪及び人道に対する犯罪が行われたと信ずるに足る合理的な基礎があるとし、捜査を開始するにあたって手続的な障害はないとした。しかし、裁判の利益に資するものでないとして、検察官の請求を不許可とした。

裁判官らは、今回起訴は司法の裁判の利益に資するものでないと判断した理由として、（1）検察官が十分な協力を得られていないこと、（2）捜査及び起訴が成功する可能性が低いこと、（3）ICC は成功する見込みの高い活動にその資源を優先的に用いる必要があること、を挙げているⁱ。しかしながら、検察官が捜査を開始するにあたって、実行可能性は ICC 規程に定められた別途の考慮事項ではなく、また、そのことを措いても、これらの理由は、協力と成功の見込みについて早計で疑問のある仮定をしている。さらに重要なことに、裁判官らは、被害者、犯罪の重大性、及び犯罪の不処罰に焦点をあてるべき「裁判の利益」について、ゆがんだ理解を示している。この点で、検察官の請求は、高い地位にある犯罪実行者が一貫して不処罰の状況にあることを明らかにし、ICC が補完的裁判権を行使することの必要性を述べるものであった。

今回の決定で、PTC II の裁判官らは、ICC による訴追を最も必要としている、問題のある国家において、ICC の訴追を阻み、ICC 規程の目的に反して妨害的姿勢を示すことで責任を逃れることを国家に奨励するという、嘆かわしい前例を作った。ICC の設立の最大の目的は、正義と責任を達成し、国際人権法と国際人道法の重大な違反に対する不処罰を終わらせることに他ならない。米国のような最も力のある国は、犯罪の実行者に責任を問うことを拒否し不処罰のままに犯罪が行われることを許すかたちで国際司法の輪の外にとどまることをすべきではない。アフガニスタンの事態に関しては、2003 年以来、何万もの無辜の文民の命が失われている。これに関わる違反行為の重大さを考慮すれば、ICC が、実行可能性と財政問題を理由に、被害者のための正義を行わず、その最も重大な目的において譲歩することは、受け入れられるものではない。したがって、ヒューマンライツ・ナウは、検察局に対して、PTC II の決定に対して異議を申し立てること、及び、不処罰に対抗して被害者に対して正義が行われるように

するという ICC の目標に合致した検察局の請求が許可されることを強く要求する。

¹ICC Pre-Trial Chamber II, Decision Pursuant to Article 15 of the Rome Statute on the Authorisation of an Investigation into the Situation in the Islamic Republic of Afghanistan, 12 Apr. 2019, ICC-02/17-33, paras 87–96.